

令和元年5月14日
自転車活用推進本部

自転車活用推進功績者表彰式を開催します！

自転車活用推進本部では、5月20日（月）に自転車活用推進功績者表彰式を開催します。

表彰式では、自転車活用推進本部長（石井国土交通大臣）より、「自転車活用推進功績者表彰」受賞者（個人2名、団体4名）に対し、表彰状を授与します。

また、当日は、自転車アンバサダーである稻村亜美さんにもご出席いただく予定です。

1. 日 時 令和元年5月20日（月）13時～

2. 場 所 国土交通省4階特別会議室

3. 次 第
- (1) 自転車活用推進本部長挨拶
 - (2) 表彰状授与
 - (3) 記念撮影

<取材について>

- ・報道関係者に限り、カメラ撮り可能です。カメラ撮りを希望される報道関係者は、5月16日（木）17時までに別紙にて事前登録が必要です。
- ・当日は、12時45分までに4階エレベーターホールにお集まりください。
- ・取材は、会場内指定の場所にてお願いします。
- ・会場内は、音声ラインの準備がございませんのでご了承ください。
- ・国会審議等の状況により、変更となる場合がありますので予めご了承ください。

問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、山田

電 話 03-5253-8111（内線 38103、38225）

03-5253-8497（直通）

F A X 03-5253-1622



平成 31 年度 自転車活用推進功績者表彰 受賞者一覧

【個人：2名】

○門田 基志

- ・MTB のプロライダー。「サイクリングしまなみ」等愛媛県内における多くのサイクリングイベントの企画・運営に尽力しているほか、県域を越えたサイクルツーリズムの振興や交通安全教育等、「サイクリングアイランド四国」の実現に尽力。

○矢崎 文彥

- ・98歳にして現役のサイクリスト東京葛飾バイコロジー協会を設立し、葛飾区内の小学生や高齢者を対象に自転車交通安全講習会を開催するなど、区内において関係者と連携して、自転車の安全利用や普及促進に尽力。

【団体：4団体】

○有限会社 京都サイクリングツアープロジェクト

- ・レンタサイクル店として、他に先駆けて京都市内におけるサイクリングツアーを旅行業者と連携して企画・展開し、サイクルツーリズムを通じて、京都の魅力を幅広く世界に発信。
- ・自治体等に対して、サイクルツーリズムの推進や交通安全に関する講演等を多数実施。

○東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

- ・房総エリアにおけるサイクリングイベント等において自転車を折りたたまず、そのまま乗車できるサイクルトレイン（B.B.BASE）を導入・運行し、サイクルツーリズムの振興に貢献。

○特定非営利活動法人ポロクル

- ・北海道において、シェアサイクル事業を通じて市民や観光客の行動の範囲拡大や促進を図るとともに、交通マナーの普及・啓発等も併せて実施するなど、地域活性化に貢献。

○一般社団法人 ルーツ・スポーツ・ジャパン

- ・全国横断型のサイクルイベントを主催するとともに、通年での観光客誘致のため、各地でサイクリングイベントの養成やサイクリングマップの作成、インバウンド誘客等を実施。

自転車活用推進功績者表彰の概要

1. 目的

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進するまでの交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

3. 表彰権者

自転車活用推進本部長

4. 表彰の時期

毎年1回、自転車月間である5月に実施（特別の必要があると認められる場合は、隨時表彰）。

5. 表彰の手続

- ①表彰候補者については、関係府省庁、都道府県、政令指定都市が推薦
- ②有識者で構成される選考委員会において受賞者案を選定
- ③最終的な受賞者の決定は自転車活用推進本部長

【参考】

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）（抄）
(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。